

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 8 月 2 日

岡三オンライン証券株式会社
インヴァスト証券株式会社

2020年8月2日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都中央区銀座三丁目9番7号
トレランス銀座ビルディング3階
岡三オンライン証券株式会社
代表取締役社長 篠原 達芳

東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛

岡三オンライン証券株式会社（以下「岡三オンライン証券」といいます。）及びインヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）は、2020年1月31日付吸収分割契約に基づき、2020年8月2日を効力発生日として、インヴァスト証券の株式会社東京金融取引所（以下「東京金融取引所」といいます。）における取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）の取引参加者としての事業を、岡三オンライン証券に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2020年8月2日

2. インヴァスト証券における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

インヴァスト証券は、新株予約権を発行しておりますが、会社法第787条第1項の規定により新株予約権の買取を請求することのできる新株予約権者はいなかったため、本吸収分割においては、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

インヴァスト証券は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 6 月 26 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 岡三オンライン証券における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

岡三オンライン証券は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 6 月 26 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割による岡三オンライン証券がインヴァスト証券から承継した重要な権利義務に関する事項

岡三オンライン証券は、効力発生日である 2020 年 8 月 2 日をもって、インヴァスト証券から東京金融取引所における取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）の取引参加者としての事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 8 月 3 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上